

## 議第67号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島駅北口広場（送迎用一般車駐車場に限る。）

2 指定管理者となる団体

タイムズ24株式会社連合体

3 指定の期間

平成28年10月1日から平成33年3月31日まで

平成28年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士